

(様式第7号-2)

犬・猫の譲り受け誓約書

福島県動物愛護センター所長

令和 年 月 日

住 所

氏 名

動物愛護センター 支所から犬猫を譲り受けるにあたっては、下記の事項を遵守し、模範的な飼い主になることを誓約します。

記

No.	飼い主として守らなければならない事項	欄
1	犬・猫の本能・習性・生理を理解し、動物に多大なストレスをかけないようにして家族として愛情を持って終生飼養します。	
2	犬・猫の心身の健康管理、快適な飼育環境に気をつけて他人に迷惑をかけないように適正に飼育します。	
3	犬・猫に不妊・去勢手術等の確実な繁殖制限措置を行います。	
4	(犬の場合)「狂犬病予防法」に基づく、犬の登録、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせます。	
5	(猫の場合) 室内で飼養します。	
6	逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、鑑札及び狂犬病予防注射済票(犬の場合)、迷子札等の所有明示をします。	
7	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「狂犬病予防法」、「犬による危害の防止に関する条例」、「福島県化製場等に関する法律施行条例」を遵守します。	
8	譲り受けた動物を使って営利を目的とした行為を行いません。	
9	第三者に譲る場合には、責任を持って適正飼養が可能であることを確認するとともに、第三者の同意を得たうえで譲渡先の住所氏名等を報告します。	
10	譲り受けた犬・猫に病気、行動及びその他の問題があった場合、又はその犬・猫により問題が起きた場合は、私の責任及び負担において問題を解決します。	
11	譲り受けた犬・猫の元の飼い主が現れ、返還を申し出るなどにより発生した問題については、元の飼い主との話し合いにより解決します。	
12	譲り受け後、6ヶ月経過時点までに、不妊去勢手術の実施状況並びに現在の健康状態、加えて、犬にあっては、登録及び狂犬病予防注射の実施状況について報告します。	

狂犬病予防法抜粋

(登録)

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

3 犬の所有者は、鑑札をその犬につけておかなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあっては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があったときは、新所有者は、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

(予防注射)

第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等にに応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

(犬及び猫の繁殖制限)

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

犬による危害の防止に関する条例抜粋

(遵守事項)

第2条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その所有し、又は管理する犬(以下「飼犬」という。)について、次の事項を守らなければならない。

(1) 飼犬が人又は家畜その他に危害を加えることのないように、これを管理すること。

(2) 犬舎の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にするとともに、昆虫の発生防止及び駆除を十分にすること。

(3) 飼犬が道路・公園その他公衆の往来し、又は集合する場所及び他人の所有地内にふんその他により汚染し又は荒らすことがないようにすること。

(4) 門柱その他他人の見やすい箇所に、規則で定める様式による犬を飼養している旨の標識を表示すること。

(けい留義務)

第3条 犬の所有者は、飼犬についてけい留(人又は家畜その他に危害を加えるおそれがないように丈夫な綱、鎖等でつなぎ、又はおりに入れる等の措置をとることをいう。以下同じ。)をしなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

(1) 住居その他の建物の内部又は堅固なへい、さく等で囲まれた場所で、人に危害を加えるおそれのない方法で、犬を飼養するとき。

(2) 生後九十日以内の犬を飼養するとき。

(3) 警察犬又は狩猟犬である飼犬をその目的に従って使用するとき。

(4) 人又は家畜その他に危害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼犬を訓練し、移動し、又は運動させるとき。

(5) 前四号に掲げる場合のほか、規則で定める場合に該当するとき。

(飼犬が危害を与えた場合の届出等)

第5条 飼犬が人をかんだことを知ったときは、当該飼犬の所有者は、ただちに当該事実が発生した区域ごとに規則で定める機関の長にその旨を届け出るとともに、その飼犬について獣医師の検診を受けなければならない。ただし、当該区域が郡山市の場合は、郡山市を管轄する保健所の長に届けなければならない。

2 犬にかまれた者は、当該事実が発生した区域ごとに規則で定める機関の長にその旨を通報しなければならない。ただし、当該区域が福島市の場合は福島市を管轄する保健所の長に、郡山市の場合は郡山市を管轄する保健所の長に通報しなければならない。

化製場等に関する法律抜粋

第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

福島県化製場等に関する法律施行条例抜粋

(知事が指定する区域の基準)

第六条 法第九条第一項に規定する知事が指定する区域は、次の各号のいずれかに該当する町又は字の区域とする。

一 人口密度が一平方キロメートル当たりおおむね三千人以上である町又は字

二 市街の形態をなしている区域内にある戸数が全戸数のおおむね五割以上である町又は字

三 観光地等であるため、特に清潔を保持することが必要な町又は字

(動物の種類ごとの数)

第七条 法第九条第一項に規定する動物の種類ごとの数は、次のとおりとする。

一 牛 一頭、二 馬 一頭、三 豚 一頭、四 めん羊 四頭、五 やぎ 四頭、六 犬 十頭、七 鶏(三十日未満のひなを除く。) 百羽、

八 あひる(三十日未満のひなを除く。) 五十羽